

工事請負契約等に係る入札参加停止

建設業法違反行為等の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、下記業者に対し、入札参加停止を行いました。

(1件1者)

1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第8号(建設業法違反行為)に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者	停止期間
商号	有限会社中伊豆設備工業	1か月
代表者氏名	代表取締役社長 近田 淳	
本店所在地	静岡県伊豆市城 80	

3 入札参加停止の理由

有限会社中伊豆設備工業は、建設業許可における営業所の届出を行っていないにも関わらず、伊豆の国市に設けた大仁営業所において、常時建設業の営業を行った。

このことが、建設業法第3条第1項に違反しているとして、令和4年8月17日、静岡県知事より、監督処分(指示処分)を受けた。

4 停止期間の始期及び終期

令和4年9月6日から令和4年10月5日まで

(参考) 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第8号

措置要件	措置期間
建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上9か月以内